

2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

前項で示した目標である「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現に向けては、環境保全のための措置に必要な費用についての「汚染者負担の原則」に基づく公平な分担や、科学的知見の集積が不足し、原因や影響が十分に把握されていない問題に対する「予防的取組」の実施といった、環境政策における基本的な考え方を踏まえつつ、以下の事項を加え、本県の特徴や地域的特性に応じた総合的な施策展開を図っていきます。

【「安全・安心の確保」を最優先】

環境汚染等による公害から人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会を構築することは、環境政策の原点であり、「持続可能な社会」を支える基盤となるものであることから、最優先に取り組むことが必要です。

目標の実現に向けては、県民の健康や生命の保護を第一とした「安全・安心の確保」を最優先として取り組みます。

【分野横断的・総合的な施策の展開】

各種の環境施策の推進にあたっては、「安全・安心の確保」に加えて、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つを重点的な取組分野とします。これらの取組分野は個別に対応するだけでなく、施策の効果を最大限に発揮できるよう、分野間での連携を図りながら展開していきます。

また、環境負荷を低減するために取られた施策が、他方で別の環境負荷を発生させる場合がありますので、施策の立案においては十分に配慮していきます。

【環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進】

今日の環境問題の多くは、私たちの日々の行動や社会経済活動に伴い直接的、間接的に生じる環境負荷が大きな要因となっており、環境施策の展開には、県民、事業者、NPO、行政が、それぞれの立場で、身近な地域はもとより地球全体を視野に入れた環境の大切さを考え、日常生活や事業活動において環境への配慮行動や環境保全等の取組を実践することが不可欠です。

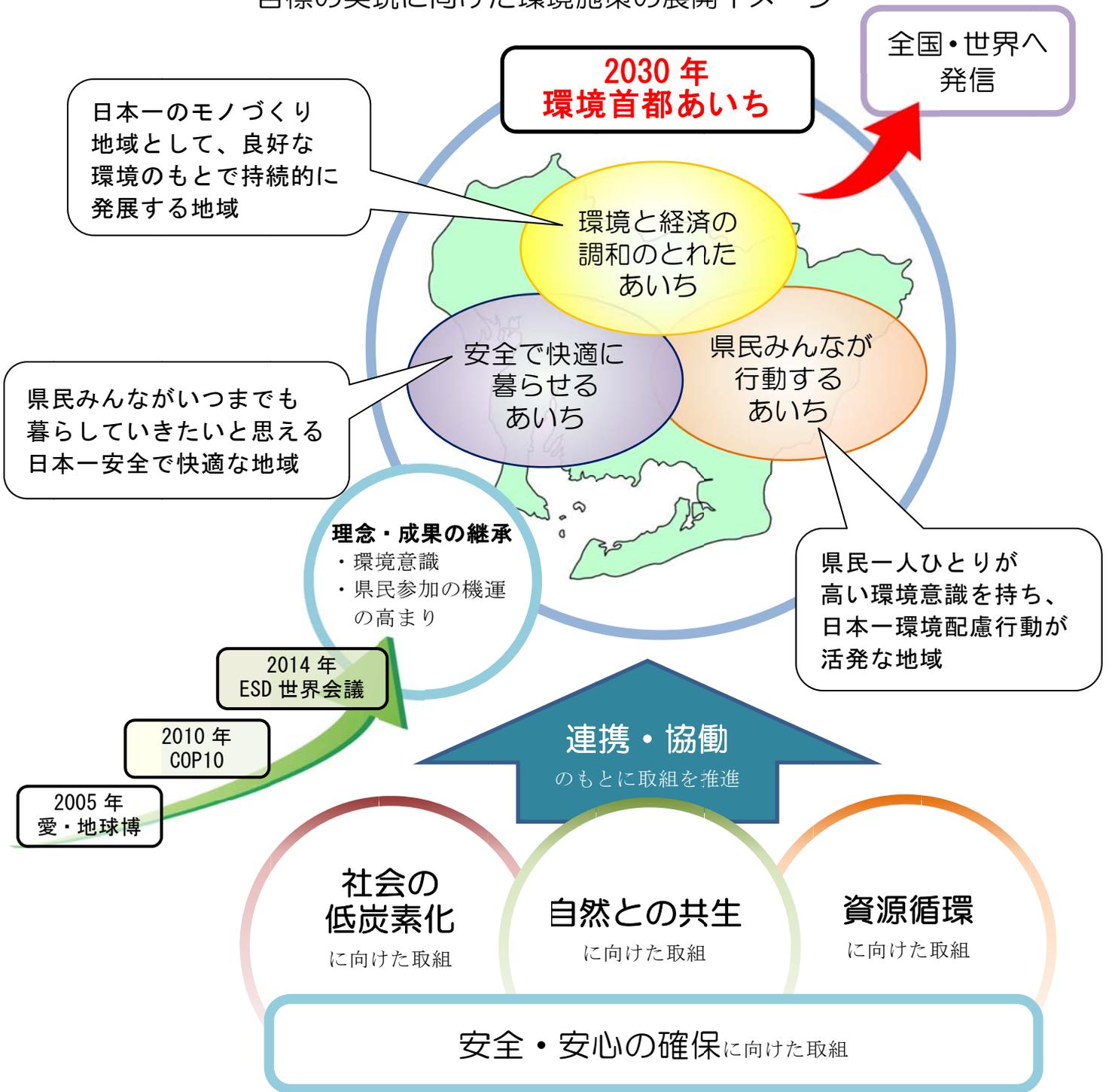
一方で、県民の環境に対する意識は着実に高まってきているものの、すべての県民が、実際の環境配慮行動へと踏み出せているわけではありません。

県民や事業者が、環境首都あいちを支える担い手として、暮らしや事業活動の中で意識せずとも環境に配慮した行動ができるよう、県民や事業者の自主的な環境の取組を誘導するような行政側からの施策を進め、環境面での「人づくり」に取り組みます。

【多様な主体間の連携・協働による施策の展開】

県民、事業者、NPO、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動するだけでなく、主体間の連携、協働を図ることで、地域の環境の保全を進めていきます。

目標の実現に向けた環境施策の展開イメージ



2030年の「環境首都」あいちでは・・・

- ◆ 暮らし・地域・経済活動などあらゆる場面において、環境に配慮した行動が、意識しなくても自然になされています。
- ◆ その結果、安全で快適な暮らしが確保されるとともに、環境と経済が高い水準で良好な状態に保たれた、魅力のある地域となっています。
- ◆ その魅力を国内のみならず世界へと発信することにより、より多くの人や企業をこの地域へとひきつけます。

3 2020年度までの施策展開における「主要目標」

- 本計画の目標の実現に向けては、本県の特徴や地域特性に応じた、総合的な施策展開を図っていくことが必要です。
- その施策展開の目標として、平成32年度（2020年度）を計画期間の一つの到達点とし、基本的な数値目標を本計画の「主要目標」として位置付けます（次表）。
- 一方、各個別計画（地球温暖化防止戦略、自動車環境戦略、生物多様性戦略、廃棄物処理計画、エコタウンプラン など）では、本計画の主要目標を踏まえた上で、それぞれの取組分野における個別の施策の目標を設定し、その進捗を管理していきます。

平成 32 年度（2020 年度）までの主要目標

項目	基準	目標	取組分野
環境基準の達成状況	<p>【主な非達成項目（平成 24 年度）】</p> <p>大気汚染 光化学オキシダント (0%) 微小粒子状物質 (32%)</p> <p>公共用水域の水質汚濁 河川の BOD (98%) 海域の COD (55%)、全窒素 (83%)、全磷 (50%)</p> <p>ダイオキシン類 公共用水域の水質 (96%)</p> <p>注：括弧内は達成率</p>	全項目※ ¹ 及び全地点での達成	安全・安心の確保
次世代自動車等先進エコカーの県内普及台数	60 万台 (平成 23 年度末)	200 万台	社会の低炭素化
次世代自動車充電インフラの整備状況	233 基 (平成 23 年末)	1,600 基	
優れた自然環境を有する地域の面積等 ①自然環境保全地域の指定 ②鳥獣保護区等の面積 ③生息地等保護区の指定	<p>①15 か所 (平成 23 年度末)</p> <p>②25,265 km² (平成 23 年度末)</p> <p>③2 か所 (平成 23 年度末)</p>	<p>①18 か所 (平成 28 年度※²)</p> <p>②現状維持 (平成 28 年度※²)</p> <p>③4 か所 (平成 28 年度※²)</p>	自然との共生
指定希少野生動植物種の指定	11 種 (平成 23 年度末)	17 種 (平成 28 年度※ ²)	
県民の「生物多様性」という言葉の意味の認識状況	46.7% (平成 23 年度)	75%	
廃棄物の排出量	<p>一般廃棄物 280.1 万トン (平成 20 年度)</p> <p>産業廃棄物 1,641.8 万トン (平成 20 年度)</p>	<p>一般廃棄物 254.1 万トン (平成 28 年度※²)</p> <p>産業廃棄物 1,545.3 万トン (平成 28 年度※²)</p>	資源循環
廃棄物の再生利用率	<p>一般廃棄物 22.8% (平成 20 年度)</p> <p>産業廃棄物 63.1% (平成 20 年度)</p>	<p>一般廃棄物 25.9% (平成 28 年度※²)</p> <p>産業廃棄物 67.6% (平成 28 年度※²)</p>	
廃棄物の最終処分量	<p>一般廃棄物 29.8 万トン (平成 20 年度)</p> <p>産業廃棄物 116.2 万トン (平成 20 年度)</p>	<p>一般廃棄物 23 万トン (平成 28 年度※²)</p> <p>産業廃棄物 95.4 万トン (平成 28 年度※²)</p>	

※1 環境基本法等により規定される環境基準を指す。

※2 29 年度以降については、各個別計画において、新たな目標を設定する。

第4章

2020年度までの環境施策の方向

前章で示した目標の実現に向けては、本県の特徴や地域特性に応じた、総合的な施策展開を図っていくことが必要である。

本章では、「3つのあいち」について、それぞれの目指す地域の姿を具体的に示しつつ、前章で示した環境施策展開の方向を踏まえた上で、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「資源循環」及び「自然との共生」の4つの取組分野ごとに、平成32年度（2020年度）までに取り組むべき施策の方向性を示す。

1 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて

- 県内に立地する工場や事業場において、原料の調達から製造、廃棄物の処理に至るまでのあらゆる工程で、環境に配慮した取組が積極的に実施され、環境への負荷が低減された地域を目指します。
- 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用により、製造業だけに限らず、あらゆる事業活動に伴って生じる温室効果ガスの排出が抑制された地域を目指します。
また、経済と社会のグリーン化を通じて、新たな環境産業の創出を促進するなど、環境配慮型の経済活動と地域の発展が両立された地域を目指します。
- 豊かな自然と大都市圏とが共存している本県の特性を踏まえ、開発による自然への影響を低減し自然の保全・再生を促す仕組みを導入することや、生物多様性に配慮した事業活動を進めることにより、生物多様性の保全と開発や事業活動との調和が図られた地域を目指します。
- 日本を代表するモノづくり地域である本県の高い技術力を生かし、本県で開発・製造された製品が、国内外の環境負荷の低減に貢献できる地域を目指します。

【主な施策の方向】

安全・安心の確保に向けた取組分野

◆事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減

事業活動は、資源やエネルギーの消費や廃棄物の排出など、環境に対して様々な負荷を与えており、省資源、省エネルギーの徹底など環境負荷の一層の低減が求められています。また、消費者の環境意識の高まりや企業経営の持続性という観点から、企業活動において、環境問題へ積極的に対応していくことが重要になっています。

事業者が自ら積極的に環境に配慮した取組を進めるための仕組みである環境マネジメントシステムの普及を図り、事業者の環境負荷の低減のための率先活動を促していきます。

また、大企業に比べ資金や情報が不足している中小企業に対しては、資金面やノウハウ面での支援をしていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 自発的な環境配慮活動の促進(環境マネジメントシステム導入促進セミナーなどによる事業者の環境マネジメントシステムの導入支援 など)
- 工場・事業場の公害防止対策の支援(環境負荷の低減に資する公害防除施設に対する融資など)
- 環境影響評価制度の推進(環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の的確な運用、国の動向を踏まえた戦略的環境影響評価制度の導入検討 など)

◆化学物質の自主的な管理

化学物質は、我々の生活に不可欠であります。取り扱いを誤ると人体や環境に悪影響を及ぼす有害な物質として作用するおそれがあるものもあります。とりわけ、本県は、我が国を代表するモノづくりの集積地であることから、化学物質の取扱量も多くなっています。

このため、事業者が化学物質を適正に管理し、環境への排出を未然に防ぐとともに、環境リスク（人の健康や生態系に悪影響を及ぼす可能性）を持つ化学物質の排出削減や、リスクコミュニケーションに向けた取組を進めるよう、指導・支援していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進（化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）の的確な運用、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び県民の生活環境の保全等に関する条例による化学物質の自主管理の指導 など）
- 事業者による周辺住民との自主的なリスクコミュニケーションの取組の促進

など

社会の低炭素化に向けた取組分野

◆事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制

本県の商業ビルや大型商業施設など、業務部門からの温室効果ガス排出量は、基準年度比で11.8%増加（平成22年度）と、大幅に増えていることから、省エネ型の空調や照明、OA機器の導入などによる、エネルギー消費量の改善が急務となっています。

一方、産業部門から排出される温室効果ガスは、基準年度比で10.1%減少（平成22年度）していますが、本県における活発な産業活動を反映して、本県における温室効果ガスの総排出量の約半分を占めていることから、今後も引き続き、生産工程の改善などにより、一層のエネルギー使用の効率化を推進する必要があります。

このため、事業者による自主的・積極的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進することにより、事業活動に伴う温室効果ガス排出量や排出原単位の低減を図っていきます。

また、中小企業に対しては、資金面のみならず、省エネを推進するための技術情報の提供や技術的支援を行い、エネルギーの利用効率を高めることで、産業の競争力も高めていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 事業者による自主的な排出削減取組の促進（地球温暖化対策計画書制度やCO₂排出削減マニフェスト制度の活用 など）
- 中小企業の排出削減取組に対する支援（金融機関と連携した省エネ設備や再生可能エネルギー利用設備の導入資金への支援、省エネ対策や地球温暖化対策に係る情報の提供や技術的支援の実施 など）
- 業務用建築物の環境負荷の低減（公共施設の省エネ化の推進、CASBEE あいちの活用による環境性能の優れた建築物の建設促進 など）
- 「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」に基づく省エネなどの率先行動

など

◆社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出

世界全体が低炭素化へ進む中で、いち早く低炭素型製品を供給し、世界全体の低炭素化に貢献していくことが、モノづくりの世界的な中枢圏域である本県の責務でもあります。

本県の事業者が有する先進的環境技術を生かし、快適な暮らしと低炭素社会の両立に貢献する、低炭素型製品の開発・供給を促進していきます。

また、蓄電池や発電機、省エネルギー技術など、エネルギー関連企業をこの地域へ誘致し、地域経済の活性化を図っていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

■環境負荷低減やエネルギー関連の先進的な実証実験・技術開発の支援（「あいち臨空新エネルギー実証研究エリア」における企業による新エネルギーの実証実験、「知の拠点あいち」における産学行政共同研究の推進による画期的な低環境負荷型加工技術の開発、実証実験・研究開発に対する補助 など）

■先進的なエネルギー関連企業の誘致（企業立地に対する補助 など）

など

自然との共生に向けた取組分野

◆生物多様性の保全と開発・事業活動との調和

本県では、これまで、独自に創設した「大規模行為届出制度」によって、1haを超える開発について一定割合以上の緑地の確保を進めてきました。また、環境影響評価制度は、自然の保全に一定の効果をあげてきました。

今後は、産業活動を抑制せずに生物多様性を保全するため、緑地面積の確保に限定せず、生物の生息生育空間としての質を確保する仕組みや、開発敷地内だけでなく開発敷地外の自然の保全・再生を促す仕組みの導入を進めていきます。

また、製品の生産などの企業活動において、「生物多様性の保全と持続可能な利用」についての認識を高め、経済活動との調和を図りながら積極的な取組を促進していきます。農林水産業においても、生物多様性の保全に配慮した経営を促進していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 土地利用の転換や開発などにおいて、開発における自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を代償することにより、開発区域のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す「あいちミティゲーション」の導入（開発にあたって失われる自然や保全・再生する自然を簡易な方法で定量化する手法の導入、緑地の生物の生息生育空間としての質の確保や、区域外での代償ミティゲーションの促進に向けた、大規模行為届出制度の運用見直し検討 など）
- 環境影響評価制度の推進（環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の的確な運用、国の動向を踏まえた戦略的環境影響評価制度の導入検討 など）
- 環境保全型農業の促進（環境負荷の軽減に配慮して農業に取り組むエコファーマーの育成、農作物の施肥基準に沿った適正な施肥の推進 など）
- 多様な森林づくりの推進（地域森林計画等に基づく適切な森林整備、あいち森と緑づくり事業による人工林の間伐や里山林の整備、「あいち木づかいプラン」に基づく県産木材の利用促進 など）
- 水産資源の適切な管理による持続的な利用（水産資源の保護や漁場の合理的な利用の推進、種苗の育成・放流による資源の増大 など）

など

資源循環に向けた取組分野

◆廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、資源循環型社会を形成することは、天然資源の消費の抑制や環境への負荷の低減につながります。

資源循環型社会の形成は、社会経済システムやライフスタイルの根幹に関わる問題ですが、とりわけ本県では活発な経済活動が営まれており、企業の事業活動等による資源投入量も多いことから、一層積極的に取り組むことが必要です。

環境と経済が好循環するモノづくり地域としてさらなる発展を図るため、本県で盛んなモノづくり、いわゆる「動脈産業」のみならず、廃棄物または資源の回収やリサイクル等の産業、いわゆる「静脈産業」である循環ビジネスの一層の活性化を促していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 循環ビジネスの発掘・創出のための支援（「あいち資源循環推進センター」や「循環ビジネス創出会議」による循環ビジネスの発掘・創出のための情報提供や事業化相談、「あいち環境塾」による人材育成 など）
- 循環ビジネスの事業化のための支援（産業廃棄物税を活用した施設整備や事業化検討に要する経費の補助、循環ビジネスに関する情報の収集・発信 など）
- 円滑な事業継続のための支援（先駆的で効果的な環境技術や事業などを表彰する「愛知環境賞」の実施、企業展示会の場を活用した事業や技術のPR、リサイクル製品の認証制度の創設 など）
- 「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」による県が発注する公共事業におけるリサイクル資材の率先利用

など

◆事業活動に伴う廃棄物の削減

製造工程の見直しなどにより、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制することは、生産効率を高め、企業競争力の強化につながります。

事業活動により発生した廃棄物のリサイクルについては、引き続き推進するとともに、取り組みが遅れている廃棄物の発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）について重点的に取組を促進していきます。

また、生産者は、製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、製品の省資源化・長寿命化等により廃棄物の発生を抑制し、回収した製品からの部品などの再使用（リユース）の取組を進めていくことが必要です。

⇒ 県の主な施策・取組

- 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画による産業廃棄物減量化の取組指導
- 産業廃棄物税による産業廃棄物の3Rの促進
- 廃棄物のリサイクルや排出抑制などを進める先導的で効果的な事業に対する補助
- 再生資源の活用審査制度による再生資源の適正な活用の促進
- 事業者が行う3Rの取組の相談及び先進取組事例の紹介
- 「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」に基づくごみの排出量削減などの率先行動、「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づく環境物品等の優先的な調達

など

2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて

- 大気環境や水環境などについて一層の改善を図り、公害のない快適な生活空間を確保するとともに、事故や災害時における体制を整備するなど、県民の生活環境における安全の確保を目指します。
また、環境情報が迅速かつ適切に把握され、発信されることにより、県民が安心して暮らせる地域を目指します。
- 省エネルギーと創エネルギーの取組を地域全体で進め、温室効果ガスの排出が大幅に削減された地域を目指します。とりわけ、創エネルギーの分野では、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入を進め、災害時にも対応できる地産地消の分散型エネルギーシステムの構築を目指します。
- 本県は、大都市圏でありながら、平野、半島、丘陵、山地など変化に富んだ豊かな自然にも恵まれています。この本県の自然を保全・回復することで、緑地・水辺の減少や希少野生生物の減少による生物多様性損失の危機から脱し、暮らしの中で自然の豊かさと安らぎを感じられる地域を目指します。
- 廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組を一層推進することにより天然資源の消費を抑制するとともに、廃棄物の適正処理を進め、県土の全体においてごみのない良好な環境が保たれた地域を目指します。

【主な施策の方向】

安全・安心の確保に向けた取組分野

◆健康で安全な暮らしができる環境の確保

環境汚染等による公害から人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会を構築することは、環境政策の原点であり、「持続可能な社会」を支える基盤となるものであることから、最優先に取り組む必要があります。

大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の各種法令の適切な運用や条例等による本県独自の規制、各種計画による総合的な施策の推進など、大気、水質、土壌、地盤、騒音、振動、悪臭等の環境保全及び改善対策を、今後も着実に推進していきます。

また、環境測定データの改ざんなど、工場等における不適正事案が見られることから、行政による工場・事業場への立入検査の体制の強化、充実を図っていきます。

主要幹線道路沿道における大気汚染や自動車騒音、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水質汚濁など、地域的な環境課題が依然として残されていることから、これらに対しては、地域の実情に応じた一層の改善対策を講じていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

【大気環境の保全】

- 規制・指導の実施（大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（以下本頁において「条例」という。）に基づくばい煙、粉じんに関する工場・事業場への規制・指導 など）
- アスベスト対策の推進（大気汚染防止法に基づく工場・事業場や解体工事現場等に対する規制・指導 など）

【騒音・振動及び悪臭対策の推進】

- 騒音規制法、振動規制法及び条例に基づく工場・事業場、近隣騒音等に対する市町村の規制・指導の支援
- 悪臭防止法に基づく市町村の物質濃度規制、臭気指数規制の支援

【自動車環境対策の推進】

- 主要幹線道路沿道における大気汚染や自動車騒音の改善に向けた、総合的な自動車環境対策の推進（自動車 NO_x・PM 法に基づく車種規制、独自の要綱に基づく車種規制非適合車の使用抑制、次世代自動車等先進エコカーの導入促進、道路構造対策や沿道の環境改善対策の推進、環状道路・バイパスの整備やITSの活用等による交通流対策の推進 など）

【水環境の保全】

- 規制・指導の実施（水質汚濁防止法に基づく排水に関する工場・事業場の規制・指導、水質総量削減計画に基づく水質総量規制 など）
- 生活排水対策の推進（全県域汚水適正処理構想及び流域別下水道整備総合計画に基づく下水道等の整備、浄化槽の適正な維持管理の促進 など）
- 油ヶ淵の浄化対策の推進（「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づく総合的な浄化対策の推進 など）

【地盤・土壌環境の保全】

- 地下水・土壌汚染対策の推進（土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び条例に基づく土壌・地下水汚染の未然防止及び指導 など）
- 地盤沈下対策の推進（工業用水法及び条例に基づく地下水の揚水規制、代替水源への転換指導 など）

【公害健康被害者の救済】

- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付及び公害保健福祉事業の実施

【立入検査体制等】

- 市町村との連携による工場・事業場への効率的・効果的な立入指導の実施
- 県・市町村・事業者間で締結している公害防止協定の的確な運用

【環境監視、情報提供】

- 大気、水質等の環境情報を的確に把握するための効率的・効果的な環境監視体制の整備
- 環境測定分析の拠点である県環境調査センターの測定・分析技術の向上
- 老朽化した環境調査センターの建替え
- 環境情報システムなどを活用した環境情報の適切な発信

など

◆非常時の環境汚染に対する体制の構築

工場・事業場における火災や爆発事故など、不測の事故に伴って発生する環境汚染について、行政と事業者が連携した体制づくりを平時から進めていきます。

特に、この地域では、東海・東南海・南海地震の発生が懸念されており、倒壊建物等の解体や工場・事業場の損壊等による大量のがれきの発生、有害物質の流出、粉じんの飛散など、被災による様々な環境汚染の発生が予想されることから、こうした危機に対応できる適切な体制づくりを進めていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 工場・事業場における火災や事故などを想定した、行政・事業者によるマニュアル等の整備・見直し、関係機関等との連携・調整
- 災害により発生するがれき、生活ごみ、し尿等の廃棄物を適正かつ迅速に処理するための「災害廃棄物処理計画」の策定、がれき、し尿等の運搬、処理や環境測定分析に関する関係団体との協力体制の確立
- 事故や災害時における迅速かつ適切な環境情報の提供体制の構築

など

社会の低炭素化に向けた取組分野

◆再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消

温室効果ガスの排出量を削減するには、省エネルギーの取組だけではなく、再生可能エネルギーを活用した「創エネルギー」を進め、化石燃料からの転換を進めていくことが必要です。本県は、全国的に見ても日照時間が長く太陽エネルギーに恵まれています。また、農業用水の延長が全国第3位、農地面積に占める水路密度が全国第1位と、農業用水を利用した小水力発電のポテンシャルが高いことも、この地域の特徴です。この地域特性を生かして、県内全域での再生可能エネルギーの普及を進めていきます。

また、日常生活に必要なエネルギーを、地域で産出される再生可能エネルギーで賄う「エネルギーの地産地消」を進め、多様なエネルギー源が整備されることによって、災害時においても安定的にエネルギーが確保できる、安全・安心な地域づくりを進めていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 太陽光発電施設の導入促進（大規模太陽光発電施設の立地促進に向けた取組、公共施設への太陽光発電施設等の率先導入 など）
- 住宅や事業場への太陽熱利用施設の普及促進
- 農業用水を利用した小水力発電の導入促進
- 再生可能エネルギーを安定的に利用するための蓄電池の導入促進
- 下水汚泥や生ゴミなどの廃棄物、間伐材などの未利用バイオマスの利用拡大に向けた取組の推進（下水汚泥や生ごみを利用した電気・熱エネルギーの回収 など）
- 再生可能エネルギーの導入など環境配慮を重視した環境調査センターの建替え

など

◆環境と自動車利用の調和した社会の実現

本県における温室効果ガス排出量のうち、自動車などの運輸部門の割合は全体の約2割を占めており、平成12年度をピークに減少に転じているものの、近年は横ばい傾向となっています。このうち、自動車からの排出量は約9割に達しており、自動車からの温室効果ガス排出量の削減は、本県の課題の一つとなっています。

一方で、自動車の利用は、現在の私たちの生活において欠くことのできないものです。自動車利用が安全で快適な暮らしを支える、環境と自動車利用が調和した社会づくりを進めていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 次世代自動車等先進エコカーの導入促進（次世代自動車等先進エコカー導入に対する助成・優遇措置、公用車への率先導入 など）
- 次世代自動車の燃料供給施設等のインフラ整備の促進（充電インフラや水素ステーションなどの整備に向けた官民の連携による推進体制の構築 など）
- エコドライブの普及促進（自動車運転免許取得・更新時におけるエコドライブ教育 など）
- 環境負荷の少ない地域交通ネットワークの構築（鉄道・バス路線の維持等、パーク・アンド・ライド、カーシェアリングの普及促進 など）

など

◆環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり

社会全体の温室効果ガスを削減するためには、基盤となるまちづくりを通して都市構造を変えていく必要があります。

地球温暖化を防止するとともに、誰もが暮らしやすく、持続可能な都市と地域の実現に向け、市町村等とも連携し、秩序ある土地利用を進めながら、駅周辺などに日常生活を支える都市機能を集約化させるとともに、公共交通の維持・充実や緑地の確保などを進めていきます。

また、都市緑化の取組などを通して、ヒートアイランドの緩和を進めていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 都市計画マスタープラン等に基づく集約型まちづくりの促進
- 生態系に配慮した都市の緑化や被覆改善の取組推進（都市公園・道路・河川等の公共施設の緑化、あいち森と緑づくり事業による都市緑化の取組の推進 など）
- 商業ビル等の電源・熱源の地域内ネットワーク化によるスマート・コミュニティの形成促進
- 市街地における自転車利用の拡大（サイクル・アンド・ライドや電動自転車によるレンタルサイクルなどの導入検討、駅周辺における駐輪場の整備促進 など）

など

自然との共生に向けた取組分野

◆生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全

本県には、奥山、里地里山、田園、都市、河川・池沼、沿岸・里海といった多様な環境があり、それぞれの環境をすみかとする多様な生物が生息生育しています。一方、本県はモノづくりや農林水産業の盛んな地域であること、また、活発な経済活動を背景に都市域が拡大したことなどにより、生物の生息生育空間が失われ、残された地域も分断、孤立するなど本県の生物多様性は危機的な状況にあります。

本県の生物多様性を保全するには、この分断された自然をつなぎあわせ、生態系ネットワークを形成することが重要です。そのため、優れた生態系を有する生物生息地の保全や、里山や湿地・湿原など様々な場所での生物の生息生育空間の保全と再生に取り組み、生態系ネットワークの形成を進めていきます。

また、絶滅のおそれのある野生生物の保護・管理も、生物多様性の保全において欠くことのできない取組であり、適切に対応していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 優れた生態系を有する生物生息地の保全（自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（以下、本項において「条例」という。）に基づく自然環境保全地域の指定、鳥獣の保護及び狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定、国定公園及び県立自然公園の適切な管理 など）
- 自然豊かな場所だけでなく都市内やその近郊など、様々な場所での生物の生息生育空間の保全と再生・創出（あいち森と緑づくり事業の推進、多自然川づくりの推進、ため池の整備・保全・利活用 など）
- 生態系ネットワークの形成推進（地域の生態系ネットワーク協議会の設置及び取組推進 など）
- 野生生物の適正な保護管理（条例に基づく指定による希少野生生物の保護、外来種対策、農作物・生活などに被害を及ぼす有害鳥獣害対策の実施 など）
- 希少野生生物の継続的なモニタリング（レッドデータブックあいちの定期的な見直し など）

など

◆恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生

伊勢湾・三河湾は、古くから豊かな海の恵みをもたらしてくれる「里海」であり、全国有数の優れた漁場として水産業を支え、観光やレクリエーションの場として親しまれ、私たちの生活に密着したものでした。

現在においても、私たちに海の恵みをもたらしているものの、戦後の経済発展に伴い、埋め立て等により干潟・浅場・藻場の多くが失われ、陸域から流入する汚濁負荷の増大も相まって、水質汚濁や富栄養化、赤潮や苦潮の発生など環境の悪化が生じています。

このため、NPO、事業者、行政等の関係者が連携した取組を実行することで、様々な海の恵みをもたらしてくれる「里海」を保全・再生していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 海域の環境改善策の推進（干潟・浅場の造成や覆砂、アマモ等の植栽などによる藻場の再生 など）
- 適切な流入負荷対策の推進（水質総量規制などによる発生負荷対策、下水道等の整備促進 など）
- 県民、NPO、企業等が一体となり、三河湾の環境再生に向けた取組の機運を醸成する「三河湾環境再生プロジェクト」の推進

など

資源循環に向けた取組分野

◆廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制の整備

安全で安心できる生活を送るためには、私たちの日々の暮らしの中で発生するごみや企業などの事業活動に伴って発生する廃棄物が適正に処理され、まちのなかだけでなく県土全体の環境が、良好な状態で保全されることが求められています。

このため、地域環境に配慮した、適正な廃棄物の処理と3Rの促進に向けた体制の整備を進めていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 市町村におけるごみ排出量の削減や資源循環の取組の支援
- 一般廃棄物処理施設の広域化の促進
- 中長期を見据えた広域的な最終処分場の確保に向けた検討
- 海岸漂着物対策の推進

など

◆廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止

廃棄物の量は概ね横ばいで推移しているものの、依然として大量であり、質的にも多様化している状況の中で、不法投棄や過剰保管などの不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けた的確な対応が求められています。

廃棄物の不適正処理の防止と環境への負荷の低減に配慮した廃棄物の処理を確保するため、法や条例等の厳正な運用を図るとともに、不適正処理を許さない地域づくりを進めていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 排出事業者及び処理業者に対する、産業廃棄物の適正処理の指導の徹底
- 「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の活用による、産業廃棄物処理業者の優良化の促進
- 不適正処理の未然防止に向けた監視・指導の強化
- 市町村や警察、関係団体など、関係機関と連携した取組の強化
- PCB廃棄物の適正処理の推進

など

3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて

- 今日の環境問題は、私たちの日々の暮らしや社会活動と深く関係しており、私たち一人ひとりが環境について考え、行動しなければ解決することはありません。県民みんなが、地域の河川などの身近な環境について関心を持ち、その保全に向けて取り組む地域を目指します。
- 温室効果ガスの排出が低減された低炭素型の社会を実現するため、県民みんなが温室効果ガスを減らすことを心がけ、日々の生活の中で率先的に省エネルギー行動などに取り組む地域を目指します。
- 生物多様性の損失を止めるためには、日常生活や社会経済活動に、「生物多様性の保全や持続可能な利用」が基本的な考えとして組み込まれることが必要です。その実現に向けて、県民みんなが生物多様性の価値（自然の恵み）を理解し、その保全に向けて行動する地域を目指します。
- 廃棄物の発生が抑制され、資源が適切に循環する社会を実現するため、県民みんなが、身の回りの物を長く大切に使用するといった心がけを持ち、ごみの発生の少ない商品の購入といった行動に自発的・率先的に取り組む地域を目指します。

【主な施策の方向】

安全・安心の確保に向けた取組分野

◆身近な環境における気づきと行動の促進

私たち一人ひとりが、環境に対する関心を実際の環境配慮行動に結びつけていくためには、きっかけが必要です。

そのきっかけづくりとして、地域の河川など身近な環境の状況や自然の持つ浄化機能などについて気づき、理解するための機会を提供していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価する水生生物調査の実施
- 小中学生が身近な川の水の汚れ具合や、水辺の生きものの調査などを行う水質パトロール隊事業の実施

など

◆環境学習の総合的な推進

今日の環境問題は、生活排水による水質汚濁や廃棄物処理問題など私たちの日々の暮らしに密接に関係したものに加え、地球温暖化の進行や生物多様性の損失などの地球規模での環境問題など、複雑かつ多岐にわたっています。

これらの環境問題は、私たちの生活や経済・社会活動と深く関係しており、環境問題を解決するためには、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけるための環境学習が不可欠です。

このため、学校だけでなく、家庭や地域、職場等のあらゆる場において、県民、事業者、NPO、行政、学校等の各主体との連携・協働を図りながら、より継続的で発展的な環境学習を推進していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 愛知県環境学習等行動計画に基づく総合的な環境学習の推進

など

社会の低炭素化に向けた取組分野

◆社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革

社会の低炭素化に向けては、私たちの意識や日ごろの行動を変えていくことが重要です。しかし、私たちが、目に見えない温室効果ガスを意識することは、日常生活の中では難しいことです。また、日本で暮らす私たちにとって、世界で起きている地球温暖化の影響を実感することも、やはり難しいことです。

このため、様々な場面で、温室効果ガス排出量の「見える化」を進めることで、温室効果ガス排出量に対する意識を高めながら、県民みんなが暮らしの中で自然に省エネルギー行動などへ取り組むことができる環境づくりを進めていきます。

また、地球温暖化問題に関する正しい知識と理解を身につけるため、環境学習・環境教育を通して、子供から大人までそれぞれの段階に応じた学習の機会を提供していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- CO₂の「見える化」の促進（電気、ガス等のエネルギー使用に伴うCO₂排出量を把握する「環境家計簿」の普及促進 など）
- 省エネなど低炭素型のエコライフの実践を促す「あいちエコチャレンジ 21」県民運動の推進
- 地球温暖化対策に関する学習機会の提供（ストップ温暖化教室の実施、緑のカーテン等を活用した環境学習への支援 など）

など

◆環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進

事業者による環境負荷の少ない低炭素型の商品の開発やサービスの提供を促すためにも、消費者である県民が、様々な場面においてそうした商品やサービスを優先的に選択することが重要です。

そのため、県民に対して、環境負荷の少ない商品やサービスを選択するための情報や機会の提供、県民運動を展開していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 環境負荷の少ない商品やサービスを優先的に購入する「グリーン購入」の普及促進
- 地産地消の推進（県産農林水産物の県内消費を拡大する「いいともあいち運動」 など）
- 環境にやさしい交通行動の普及・定着を促す「エコ モビリティ ライフ」の推進
- 高断熱など環境基本性能が高く、再生可能エネルギーや高効率設備を活用したエコ住宅の建設の促進（CASBEE あいちの活用 など）

など

自然との共生に向けた取組分野

◆生物多様性の価値（自然の恵み）への理解と保全に向けた実践行動の促進

生物多様性の損失を止めるには、「生物多様性の保全と持続可能な利用」が基本的な考えとして日常生活や社会経済活動に組み込まれ、行動として実践される「生物多様性の主流化」を実現しなければなりません。それには、様々な世代や多様な主体に属するすべての人が、生物多様性の価値、すなわち自然の恵みについて理解し、生物多様性の保全に向けた行動をおこすことが必要です。

生物多様性に対する県民の意識を高めるため、身近な自然の中で生きものとふれ合い、自然を体感することができる自然体験型の環境学習の充実や、自然とふれあう場の整備と利活用を進めていきます。

また、NPOやボランティア団体など多様な主体による自発的な森と緑の保全活動や、森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成するための環境学習を支援していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 環境学習施設における環境学習の実施（「もりの学舎」や「あいち海上の森センター」における自然体験型環境学習プログラムの充実 など）
- 自然公園の利活用の促進（自然公園施設の整備 など）
- 都市と農山漁村の交流の促進（グリーンツーリズム、エコツーリズムの取組の推進 など）
- NPOやボランティア団体などが実施する森と緑の環境保全活動や環境学習への支援
など

◆健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進

水は人の生活や産業、文化の礎であり、豊かな県土を育むものです。水は、蒸発し、陸地に雨として降り注ぎ、表流水となって川の流れとなるとともに、土の中にしみ込み、地下水となって流下し、また海に戻るといった循環をしています。しかし、近年、手入れの行き届かない森林の増加や農地の減少、都市域の雨水不浸透面積の増加などにより、この健全な水循環が阻害されており、それにともなって、人と水のかかわりが希薄になりつつあります。

一方で、工場、事業場等からの排水に対する規制により排水処理対策が進んだ今日では、台所、風呂、トイレなど日常生活に起因する生活排水が、水質汚濁の原因の大きなウェートを占めるようになってきています。

こうしたことから、県民一人ひとりの水環境に対する関心と理解を深め、水質改善に向けた身近な行動を促していきます。また、森・緑と川、海とのつながりを意識しながら、多様な主体が連携した取組を支援していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 市町村と連携した県民の生活排水対策活動の普及
- 流域の住民が一体となった水環境の改善活動や上下流域の住民間交流と相互理解の促進
(各地域の水循環再生地域協議会による活動、下流域住民による水源の森の観察会や間伐体験、上流域住民による干潟観察会や藻場の再生活動 など)
- 油ヶ淵の浄化対策 (行政と県民が一体となった総合的な浄化対策の推進 など)

など

資源循環に向けた取組分野

◆ごみの発生抑制・再使用を意識したライフスタイルへの変革

本県では、県民の高い環境意識を背景に、家庭から排出されるごみの再生利用（リサイクル）の取組が積極的に行われており、リサイクルされるごみの割合は、他県に比べて高くなっています。

しかしながら、リサイクルには、ごみの分別収集やリサイクル処理などに多くの費用とエネルギーが消費されており、社会全体を持続可能なものへと変えていくには、「もったいない」の精神を尊重し、リサイクルよりも、ごみの発生の抑制（リデュース）や、不要になった物の再使用（リユース）に重点的に取り組むことが必要です。

県民みんなが、商品の購入や使用にあたって、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を重視したライフスタイルへと変革を促していきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」による研修会等の開催
- リデュースとリユースの実践例の紹介等による「もったいない」の精神の普及啓発
- 市町村との協力によるごみ処理の有料化の手法検討

など

◆地域に根ざした環境美化活動への参加

環境美化活動は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取り組みであり、自然環境の保護等にもつながる身近で幅広い取り組みといえますが、美しい環境を保つことは、一人だけでは難しいものです。

県民みんなが地域の環境に対して関心を持ち、そして行動することによって、散乱ごみのない清潔で快適なまちづくりを進めていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 住民、事業者、行政が協働して地域の環境美化を進める取組の促進（アダプトプログラムの推進 など）

など

4 総合的な施策推進に向けて：「あいちエコアクション」の推進

- 現在の環境問題は、私たちの日々の生活や事業活動に密接に関わっており、その解決には、県民や事業者などあらゆる主体が、環境について関心を持ち、環境問題と自らとの関わりについて考えることにとどまらず、実際の環境配慮行動へとつなげていくことが求められます。
- 本県では、平成 17 年（2005 年）に世界初の環境をテーマとした国際博覧会である愛・地球博を、平成 22 年（2010 年）に生物多様性保全のための新たな世界目標である愛知目標が採択された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催されており、こうした国際的イベントの開催を通して培われた本県県民の環境に対する高い意識は、他の地域にはない独自の特徴です。
- しかしながら、県民の環境に対する意識は地域全体に着実に根付いてきたものの、具体的な行動へと踏み出せていない県民もまだ多くいます。
- このため、県民、事業者などあらゆる主体の環境意識を、省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動の実践へとつなげる、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を進め、「環境首都あいち」の実現に向けた原動力としていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動を、県民生活の様々な場面での実践を促す県民運動（キャンペーン）の展開
- 自発的な環境配慮行動に対する支援（県民の環境に対する関心を喚起するとともに自発的な環境配慮行動を促すためのコンテンツと環境調査結果や環境関連イベントなどの環境情報を一元的に提供するウェブシステムの整備 など）
- 環境学習施設のネットワークの充実・強化（「愛知県環境学習施設等連絡協議会（愛称：AELネット）」による県内環境学習施設の相互連携・ノウハウや情報共有の推進、AELネット加盟施設の連携によるスタンプラリー講座の開催 など）
- 環境問題や自然環境への知識や理解を深め、実践行動へつなげるための学習機会の提供（「あいち環境学習プラザ」や「もりの学舎」を拠点とした体験型環境学習の推進、環境学習について相談や助言を行い主体間の連携を推進するコーディネーターの設置 など）
- 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進拠点であるユネスコスクールの取組の推進
- 国連の認証を得た「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する地域拠点「中部ESD拠点」への参画

など

2020年度までの環境施策の方向

	環境と経済の 調和のとれたあいち	安全で快適に 暮らせるあいち	県民みんなが 行動するあいち
安全・安心 の確保 に向けた 取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの導入支援など、自発的な環境配慮の促進 ・環境影響評価制度の推進 ■化学物質の自主的な管理 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■健康で安全な暮らしができる環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・各種環境法令等に基づく工場・事業場への規制・指導 ■非常時の環境汚染に対する体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・工場等における火災・事故などを想定した、行政・事業者によるマニュアル等の整備・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な環境における気づきと行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な川の水の汚れ具合や、水辺の生きものの調査などを行う水質パトロール隊事業の実施 ■環境学習の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県環境学習等行動計画に基づく総合的な環境学習の推進
社会の 低炭素化 に向けた 取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者による自主的な排出削減取組の促進 ■社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減やエネルギー関連の先進的な実証実験・技術開発の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設等の導入促進 ■環境と自動車利用の調和した社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・充電インフラや水素ステーションなど次世代自動車のインフラ整備の促進 ■環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ■社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革 <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出量の「見える化」（エネルギー使用に伴うCO₂排出量を把握する「環境家計簿」等）の普及促進 ■環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「グリーン購入」の普及促進
自然との 共生 に向けた 取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性の保全と開発・事業活動との調和 <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す「あいちミティゲーション」の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・生態系ネットワークの形成（地域の生態系ネットワーク協議会の設置及び取組）の推進 ■恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生 <ul style="list-style-type: none"> ・「三河湾環境再生プロジェクト」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性の価値（自然の恵み）への理解と保全に向けた実践行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・NPOやボランティア団体などが実施する森と緑の環境保全活動や環境学習への支援 ■健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した県民の生活排水対策活動の普及
資源循環 に向けた 取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・循環ビジネスの発掘・創出支援、事業化の支援 ■事業活動に伴う廃棄物の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者の産業廃棄物処理計画による産業廃棄物減量化の取組指導 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるごみ排出量の削減や資源循環の取組支援 ■廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者及び処理業者に対する、産業廃棄物の適正処理の指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみの発生抑制・再使用を意識したライフスタイルへの変革 <ul style="list-style-type: none"> ・実践例の紹介等による「もったいない」の精神の普及啓発 ■地域に根ざした環境美化活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・協働による地域の環境美化の取組促進

■「あいちエコアクション」の推進

- ・環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動を様々な場面での実践を促す県民運動の展開
- ・自発的な環境配慮行動を促すためのコンテンツと環境調査結果や環境関連イベント等の情報の一元的な提供
- ・環境学習施設のネットワークの充実・強化

第5章 計画の推進

計画の推進にあたっては、県民、事業者、NPO、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動することが期待される。さらに、主体間の連携、協働を図ることで、地域の環境の保全を進めていく。

1 計画の推進

(1) 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、行政のみならず県民、事業者、NPOといった社会を構成する各主体が、環境の現状について正しい認識を持ち、環境保全に関して担うべき役割と環境保全活動に参加する意義を理解する必要があります。各主体は、その立場に応じた役割分担のもと、環境負荷の低減や環境の改善に向けて、自主的、積極的な取組を進めていく必要があります。

ア 県民の役割

県民は、日ごろの生活が、地域環境だけでなく、地球環境まで様々な影響を与えていることを理解し、現在のライフスタイルを見つめ直すとともに、地域の生活環境や自然環境、さらには地球環境に配慮した自主的な行動を取り組むことが期待されます。また、行政や地域の団体等が行う環境保全活動に積極的に参加するとともに、各主体と連携しその輪を拡げることが期待されます。

イ 事業者の役割

事業者は、地域や社会の構成員として社会経済活動の中で大きな位置を占めており、事業活動に伴い、様々な資源やエネルギーを消費することにより、少なからず環境へ負荷を与えることから、法令遵守の徹底はもとより、企業の社会的責任を認識し、あらゆる事業活動において、環境負荷の低減に向けた自主的、積極的な取組を進めていくことが求められます。

また、環境に対してよりよい製品やサービスを社会に提供していくとともに、環境技術を幅広く発信していくことが期待されます。

ウ NPOの役割

NPOは、地域環境の保全を推進する上で重要な役割を担っており、それぞれの専門性を生かし、行政や個人では対応できないきめ細やかで柔軟な環境保全活動や、環境学習を行うことが期待されます。また、他のNPOや行政、事業者との調整役を担い、各主体と連携・協働した取組を進めていくことが期待されます。

エ 行政の役割

県は、本計画に基づく施策を総合的、計画的に推進すると同時に、県自らも事業者であり消費者であるという立場から、公共事業の実施における環境配慮や、公共施設での環境配慮など、自ら率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。また、県民、事業者、NPOなどの各主体が環境活動を積極的に行えるよう、環境情報の提供、環境教育、環境学習の推進を図るとともに、各主体間のネットワークづ

くりを進めます。

市町村は、住民に最も近い基礎自治体として、住民や事業者等と日常的に関わりを持ち、地域に密着した環境づくりを進める上で重要な役割を担っていることから、県に準じた施策や、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた独自の施策を進めてことが期待されます。

また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動の促進に努めるとともに、県と同様、事業者及び消費者として、環境への負荷低減に自ら率先して取り組むことが求められます。

(2) 計画の推進体制

ア 県民、事業者、NPO、行政の協働による推進

県民、事業者、NPO、行政の代表者等で構成する「あいち環境づくり推進協議会」の場を通じて、各主体が情報交換や交流を図りつつ、協働して計画を推進します。

イ 県の部局横断的な推進

「愛知県環境対策推進会議」（知事をトップに県庁の各部局長等で構成）において、県が実施する環境保全施策の総合的・計画的な推進を図ります。また、関連する個別計画との連携を図ります。

ウ 市町村との連携

計画の実効性を高めるため、住民に近く、まちづくりに主体的に取り組むことができる市町村との連携を図るため、「環境基本計画推進市町村会議」において情報提供や調整を行います。

エ 広域的な連携

隣接する県と災害時の廃棄物対策や生物多様性の保全、鳥獣害対策での連携や、流域圏として河川や海域の浄化対策に取り組むなど、隣接県と連携した広域環境対策を推進します。

オ 国際的な環境協力の推進

国や独立行政法人国際協力機構（JICA）などとも連携し、アジア地域を中心に研修生の受入や技術職員の派遣を行い、国際的な環境協力を推進します。

2 計画の進行管理

- 本計画に掲げた施策、目標については、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら、必要な改善を行うPDCAサイクルによって、適切な進行管理を行います。
- 本計画の目標や施策の方向に沿って、必要に応じ、新たな個別計画等の策定や既存の個別計画等の見直しを進めます。

